公　　告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２１条の規定に基づき公告する。

平成２９年７月２６日

大分県知事　　広　瀬　　勝　貞

一　競争入札に付する事項

１　工　　事　　名　大分県防災センター改修工事
２　工 事 場 所　大分県庁舎新館８階
３　工　　期　平成２９年１０月２５日まで
４　工 事 概 要　間仕切り等の撤去及び什器や情報機器等の据付、調整及び配線
５　予 定 価 格　１０，２０９，３４８円（税抜き ９，４５３，１００円）
６　最低制限価格　適用する

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

１　地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること。
２　大分県が発注する工事契約に係る競争入札参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関す告示（昭和３９年大分県告示第４８１号）による資格認定（格付）において「電気通信工事」の資格認定を受けている者
３　大分県内に本店（建設業法における主たる営業所）又は支店等を有すること。
４　当該入札に関連会社が参加していないこと。
　なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
　ア　親会社と子会社の関係　親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
　イ　親会社を同じくする子会社同士の関係　親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
　ウ　協同組合等とその構成員（組合員）等の関係　協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
５　自己又は自己の役員等が､次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　ウ　暴力団員が役員となっている事業者
　エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
　オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
　カ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
　キ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
　ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
　なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

三　入札方法

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いについては、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

四　入札参加資格の事前確認

この入札に参加を希望するものは、競争参加資格証明資料（資格審査結果の写し）を提出すること。

１　提出期限

平成２９年８月３日（木）１７時まで

２　提出方法

電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は、封書にし、防災局防災対策室情報通信班へ提出すること。

五　公告等に対する質問

公告等に質問がある場合は、１の期間内に２の部署へ書面（任意様式）を持参し、提出すること。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

１　受付期間

平成２９年７月２７日（木）９時００分から８月２日（水）１７時００分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

２　提出場所

大分県大分市大手町３丁目１番１号

大分県生活環境部防災局防災対策室情報通信班

六　質問に対する回答

質問者への回答は、質問書の提出を受けた日の翌日から起算して４日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）に行うとともに、８月８日（火）１７時まで閲覧に供する。

七　入札期間及び開札の日時

１　入札期間

平成２９年８月４日（金）９時００分から平成２９年８月８日（火）１７時００分

２　開札日時

平成２９年８月９日（水）１０時００分

３　開札場所

大分県庁新館８階　防災センター

八　工事費内訳書の提出

１　入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書を提出すること。

２　提出する工事費内訳書は、ＰＤＦ形式で保存されたものに限るものとし、他の形式による場合は、工事費内訳書が提出されていないものとみなす。

３　工事費内訳書の作成に当たっては、別添「工事費内訳書取扱要領」に留意すること。

九　入札保証金

免除とする。

十　無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２７条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札した者は、再度入札に参加することはできない。

１　公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
２　競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
３　同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
４　同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
５　工事費内訳書を提出しない（工事費内訳書取扱要領第７に掲げる審査基準に該当する場合を含む）者のした入札
６　関連会社が参加している者のした入札
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
ア　親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
イ　親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
ウ　協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

十一　落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
落札決定に、当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
公告及び仕様書に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和３９年３月３１日大分県規則第２２号）の規定を準用する。

十二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県大分市大手町３丁目１番１号
大分県生活環境部防災局防災対策室情報通信班
電話番号　０９７－５０６－３１６６

十三　契約保証金
納付すること。
ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。